



支援制度
(個人向け)



支援制度
(事業者向け)

生活・事業を支えるための支援一覧

支援名	内容	問い合わせ
休業支援金・給付金	休業期間中に賃金が支払われない中小企業の雇用者へ日額最大1万1000円	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
子育て世帯生活支援特別給付金	コロナの影響で収入が減少した人(ひとり親世帯・その他世帯)へ給付金を支給	こども未来課 ☎21-0288
市税の納税猶予	一時的に市税などを納付することができない場合に納税を猶予	税務課 ☎21-0215
国民健康保険税の減免	主な生計維持者の収入が3割以上減少するなど要件を満たす場合に減免	税務課 ☎21-0214
介護保険料の減免		介護医療連携課 ☎21-0258
後期高齢者医療保険料の減免		介護医療連携課 ☎21-0258
国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者向け 傷病手当金の支給	感染などで勤務ができなくなり、給与を受け取ることができなくなった人への手当金	介護医療連携課 ☎21-0258
国民年金保険料の免除・納付猶予	収入が減った人の国民年金の支払いを免除・納付猶予(令和2年2月分以降)	日本年金機構高梁年金事務所 ☎21-0570
一時的な市営住宅の提供	住居を失う恐れがある人などに市営住宅を一時的に提供	都市整備課 ☎21-0237
住居確保給付金	住居を失う恐れがある人などへ家賃を支援	高梁市生活あんしんサポートセンター ☎22-9111
緊急小口資金・総合支援資金	生活資金で困っている人へ特例貸し付け	社会福祉協議会 ☎22-7243
生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付を利用できず、一定の要件を満たす世帯へ支給	福祉課 ☎21-0266
岡山県時短要請協力金(第6・7期)	8月20日～9月30日に営業時間短縮などの要件を満たした飲食店に協力金を支給	岡山県時短要請協力金コールセンター ☎086-201-2199
月次支援金	緊急事態宣言などの影響を受けた中小法人へ月20万円、個人事業者へ月10万円	月次支援金相談窓口 ☎0120-211-240
岡山県飲食店等一時支援金(第3期)	国の月次支援金の対象とならない中小法人へ40万円、個人事業主へ20万円	岡山県飲食店等一時支援金受付係 ☎086-226-7972
高梁市中小企業者等事業継続特別支援金	国や県の支援金の対象とならない中小法人へ20万円、個人事業主へ10万円	産業振興課 ☎21-0229
高梁市店舗内等感染拡大防止対策支援補助金	感染防止対策で店舗の設備改修、または備品導入を計画している事業所へ最大10万円	
高梁市サテライトオフィス等整備事業費補助金	多様な働き方を可能にするサテライトオフィスを市内に整備する費用の補助	
雇用調整助成金	雇用者の休業などに対する休業手当を助成	ハローワーク高梁 ☎22-2291
高梁市雇用安定助成金	国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者に対し、その額の3%を上乗せして助成	産業振興課 ☎21-0229
岡山県外国人材入国待機費用緊急助成金	令和2年7月29日～令和3年9月30日に入国した外国人材に係る宿泊費を助成	岡山県労働雇用政策課 ☎086-226-7829
セーフティネット保証4号(突発災害)・5号(業況悪化)・2条6項(危機関連)	運転資金や設備資金の融資認定	岡山県信用保証協会 ☎086-243-1121 産業振興課 ☎21-0229

短歌

訪ね来る人もまれなる過疎の地は空屋ばかりで人影もなく

原田由きさん(高倉町飯部)

事業者向け

事業継続特別支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者などの事業継続を支援するため、支援金を交付します。

条件 次の全てに該当すること

- 1月～9月のいずれかの月の売上額が前々年または前年同月比で20%以上減少していること
- 国の一時支援金や月次支援金を受給していないこと
- 県の飲食店等一時支援金や時短要請協力金、大規模集客施設協力金を受給していないこと

対象事業者 市内に主たる事業所があり、令和3年1月1日に事業を行って

いて、今後も事業を継続する意思がある事業者

支援金額 法人：20万円、個人事業主：10万円(1事業者につき申請は1回限り)

申請方法 交付申請書に次の書類を添えて、12月28日(火)までに産業振興課へ提出してください。

- ① 前々年度、または前年度の確定申告書類の写し
- ② 売上減少となった月の売上高がわかる書類
- ③ 振込口座を確認できる書類
- ④ 本人確認書類(個人事業主のみ)

問 産業振興課 ☎21-0229